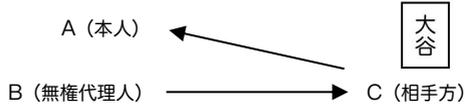


(6) 無権代理 (113条)



無権代理はその名の通り代理権が無いのに代理人のように振る舞っている人のことです。つまり、代理意思はあるが権限が無いということです。一大論点になる重要な部分なので気合いを入れて見ていきましょう。

あっ！大谷選手のサインだ！Aがファンだから代わりに買ってあげよう！



1. 無権代理をしたときの効果は？

無権代理は本人が追認をしなければ**無効**です。
代理権が無いのに代理行為をしているので、無効になるのは当然ですね。

2. 本人が追認したらどうなるか？

①追認

上記 1. のように原則は無効ですが、例外として本人 A が**追認**をすれば契約は**有効**になります（黙示の追認でも OK です）。

無権代理であったとしても本人が OK と言うのであれば契約の効力を生じさせてもなんら問題はないからです。

(Q1.) 追認をしたわけではないが、追認と思われても仕方がない行為 (ex. 履行の請求) をした場合は追認したことになるか？

(A1.) 追認となります。

はっきりと追認と言ったわけではないが「早くサインちょうだいよ」（これが履行の請求）をしたのであれば追認したとしても良いですね。

(Q2.) 追認の効果はいつから生じるか？

(A2.) 契約の時からです。

追認の時からではありません。追認には遡及効があるからです。

②追認拒絶

本人 A は追認を拒絶することもできます。

追認拒絶をすると、代理行為の効果は本人に帰属しないことで確定します。

わざわざ追認拒絶をしなくても追認しなければ無効なので、追認拒絶をする必要はありませんが、追認の可能性をゼロにするために追認拒絶をしても構いません。

③追認、追認拒絶の方法

なお、追認する相手は、相手方でも相手方以外でも OK です。つまり、追認の意思を誰かに伝えれば OK ということですね。

ただし、相手方以外に追認の意思表示をした場合は、相手方がその追認の事実を知るまでは追認したことを相手方に主張することはできません。

まだ何も知らされていない相手方を保護するためです。

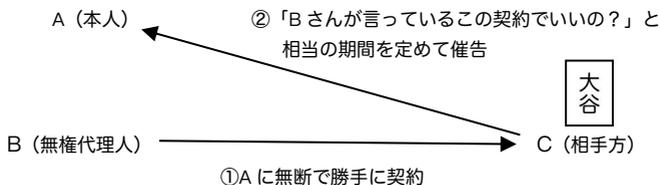


仮に、無権代理人に追認したなら、その無権代理人に対しては追認の効果
を主張できます。あくまで相手方に主張できないだけで、無権代理人には
「大谷君のサインを早くよこせ」と言えます。

3. 相手方が催告をして効果帰属を確定する場合 (114条)

無権代理の相手方は、本人に対し、相当な期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができます。

本人の追認 or 追認拒絶を待つしかない相手方にとって酷なので、相手方に催告権を与えているのです。



(Q.) Bが「Aの代理人として契約をする」と言ってCのもとへ来たが、怪しんだCはAに対して催告をした。しかし、Aの解答がなかった。この場合は契約はどうなるか?

(A.) 契約は追認拒絶されたものとみなされます。



AからするとCは赤の他人です。Cから突然電話がかかってきて「Bがあんたの代理人として契約したけどどうするの?」と聞かれたら怖くてAはガチャッと電話を切りますよね。それは追認拒絶だろうということです。

4. 相手方ができること

本人からの追認がなく代理権があると証明できなかった場合は、相手方は以下の手段をとることができます。最下段の催告は上記3.の催告のことです。他に2つの方法がありますので併せて見ていきましょう。

	内容	相手方 C が		
		善意無過失	善意有過失	悪意
無権代理人へ責任追及	本人の追認がなければ、無権代理人に対し、 ①履行 ②損害賠償請求 のどちらかを請求できます。 つまり、「無権代理人の B 自身が本人 A の代わりに履行する（履行）」または、「金で解決する（損害賠償請求）」と言えるわけです。 (履行 or 損害賠償をしてもらえば本人は満足できるため両方を請求することはできません)	できる	できない	できない
取消権	本人が追認をしない間は相手方は取り消すことができます。 (取り消すと無効で確定となり本人は追認できなくなります。つまり早い者勝ちです)	できる	できる	できない
催告	上記3.の通り、本人に対して、相当の期間を定め追認するかどうか催告することです。 期間内に解答がないと追認拒絶とみなされます。 (催告は、「本人に追認か追認拒絶かを催促するだけ」なので、悪意であってもできます)	できる	できる	できる

5. 無権代理人と相続

難しそうな話ですが、ここからは無権代理行為をした後に、無権代理人や本人が死亡した場合、無権代理行為の追認拒絶ができるか？という論点を見ていきます。

考え方

(原則)

無権代理人が相続した場合→追認拒絶できない

無権代理人ではない者が相続した場合→追認拒絶できる

(例外)

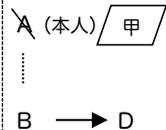
無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合→追認拒絶できない

(i) 本人の死亡

①本人が死亡して無権代理人が単独で本人を相続した場合

Aの無権代理人Bが、Dとの間で甲土地の売買契約を締結した。その後、Aの死亡によりBが単独でAを相続した場合、**Dは甲土地の所有権を当然に取得します。**

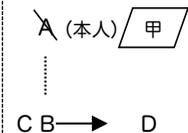
無権代理をしたBに「Aが死亡したからその土地はやっぱり俺が相続するんだ！」と言わせないようにするためです。



②本人が死亡して無権代理人が他の相続人と共同で本人を相続した場合

Aの無権代理人Bが、Dとの間で甲土地の売買契約を締結した。その後、Aの死亡により、BがCと共にAを相続した場合、**Bは追認拒絶できません。無権代理行為をした張本人だからです。**

それに対して、Cは追認拒絶できます。Cは張本人ではないからです。Cが追認をした場合と追認拒絶をした場合で、以下の通りBへの効果が変わります。



・Cが追認した場合

Cが追認すると、Bは信義則上、追認拒絶できません。有効で確定します。

・Cが追認拒絶した場合

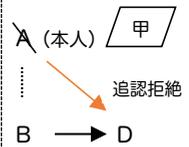
Cが追認拒絶した場合、無権代理行為はBの相続分においても有効（追認拒絶と同じ効果になるということ）になります。追認権は相続人全員に不可分的に帰属する「不可分性」があるからです。つまり、「Cは追認拒絶で有効だけど、Bは追認したから無効」という中途半端な状態にしたいということです。

これは、金銭債務であっても同じです。「金銭だから分けられるよね？」と思うかもしれませんが、追認権が分けられるかどうかが問題なので、金銭債務であっても不可分です。

(ただし、Bは前頁の要件を満たしている場合、無権代理人の責任を追求される可能性はあります。Bは無権代理人だからです。)

③本人が生前に追認を拒絶した後に、無権代理人が単独で本人を相続した場合

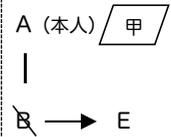
Aの無権代理人Bが、Dとの間で甲土地の売買契約を締結した。その後、AはDに対して追認を拒絶した。その後、Aの死亡によりBが単独でAを相続した場合、Bの無権代理行為は**有効とはなりません**。
Aが追認拒絶したことによって、無権代理行為の効果がAに及ばないことで確定したからです。
(ただし、BはP3の要件を満たしている場合、無権代理人の責任を追求される可能性はあります。Bは無権代理人だからです。)



(ii) 無権代理人の死亡

①無権代理人が死亡して本人が単独で無権代理人を相続した場合

Aの無権代理人Bが、Eとの間で甲土地の売買契約を締結した。その後、Bの死亡によりAが単独でBを相続した場合、**Aは無権代理行為の追認を拒絶できません**。Aは本人の立場として、Bが勝手に行った無権代理の契約を拒絶することができるからです。
(ただし、Aが追認拒絶した場合、BがP3の要件を満たしていたのであれば、Aは無権代理人の責任を相続します。相続は包括承継なので、Bの無権代理人の責任までもを承継してしまうのです。Aにとっては踏んだり蹴ったりです。)



②無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合

Aの無権代理人Bが、Eとの間で甲土地の売買契約を締結した。その後、Bの死亡によりBの父Aと母YがBを相続した。さらにその後、Aが死亡してYがAを相続した場合、**Yは追認を拒絶することはできません**。
YはBを相続した時点で無権代理人の地位を承継しており、その後本人Aを相続しているため、(i) ①に当たるからです。

